枚方市自立支援協議会運営要領（案）

令和８年　月　日　制定

（趣旨）

第１条 この要領は、枚方市自立支援協議会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、枚方市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　協議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第３条　協議会は、会長が招集する。

２　委員は、会長が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、協議会に出席することができる。

３　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

４　協議会の議事は出席した委員の全会一致で決する。ただし、意見が分かれる場合は過半数の同意で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

５　協議会は、これを公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

６　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対して、関係者として資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

７　会長が軽微な事案、又は緊急を要する事案、その他やむを得ない事由があると判断したものについては、事案の概要を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に送付し、又は持ち回りで委員に当該事案に係る可否を問う方法により、協議会の開催に代えることができる。

（事務局）

第４条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局は、健康福祉部福祉事務所障害企画課、障害支援課及び基幹相談支援センターが担う。

（補則）

第５条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に協議会で定める。

附 則　１　この要領は、制定の日から施行する。